

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年9月13日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成23年5月1日至平成23年7月31日）
【会社名】	株式会社ザッパラス
【英訳名】	ZAPPALLAS, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 川嶋 真理
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03(5475)7133(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長 斉藤 征晃
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号
【電話番号】	03(5475)7133(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長 斉藤 征晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期 連結累計期間	第13期 第1四半期 連結累計期間	第12期
会計期間	自平成22年5月1日 至平成22年7月31日	自平成23年5月1日 至平成23年7月31日	自平成22年5月1日 至平成23年4月30日
売上高 (千円)	2,855,979	2,846,436	11,813,348
経常利益 (千円)	798,602	768,632	3,089,534
四半期(当期)純利益 (千円)	472,922	454,370	1,626,464
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	473,871	454,760	1,628,246
純資産額 (千円)	5,761,471	6,865,473	6,927,846
総資産額 (千円)	7,269,585	8,255,800	8,774,052
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	3,819.96	3,651.76	13,111.58
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	3,742.63	3,590.89	12,870.65
自己資本比率 (%)	78.6	82.4	78.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第12期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び当社の関係会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益において一部改善が見られるものの、長期化する円高や、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響による経済活動の停滞や電力供給問題などにより先行き不透明感を拭えない状況が続いております。

モバイルビジネスを取り巻く環境につきましては、モバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場をあわせたモバイルコンテンツ関連市場が2010年度に1兆6,550億円（前年同期比109%）（注1）となり、依然としてマーケットは拡大しています。また、2010年度のスマートフォン市場は123億円（前年同期比351%）（注1）となっており、今後はスマートフォン（注2）におけるモバイルコンテンツ関連市場の拡大が予想されるなど、モバイルコンテンツ関連市場を取り巻く環境は大きく変化していく可能性が見込まれています。

このような環境の中、当社グループでは更なる収益力の創造及び新たな成長事業の確立を目指し、一層の企業収益力の基盤強化を当連結会計年度のテーマとして取り組んでまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,846,436千円（前年同期比0.3%減）、営業利益766,418千円（前年同期比3.5%減）、経常利益768,632千円（前年同期比3.8%減）、四半期純利益454,370千円（前年同期比3.9%減）となりました。

（注1）モバイル・コンテンツ・フォーラムの調査に拠っております。

（注2）iPhoneやAndroid に代表される、パソコンと同等の機能を持ち合わせた多機能携帯端末のこと。

### コンテンツ事業

コンテンツ事業につきましては、フィーチャーフォン（注3）市場での収益力の向上及びシェア拡大と、台頭するスマートフォン市場への対応を課題として取り組んでまいりました。

当第1四半期連結累計期間におきましては、携帯電話向け公式コンテンツでは12サイト、PCコンテンツでは42サイトの新規投入を行い、当第1四半期連結会計期間末現在における携帯電話向け公式コンテンツは470サイトとなり、月額課金会員数は202万人となりました。

また、平成23年6月よりスマートフォンでも利用可能な占いコンテンツを紹介するアプリ「cocoloni（ココロニ）占いコレクション」のサービスを開始し、当社が提供するフィーチャーフォン向け公式占いコンテンツを順次スマートフォン対応し、提供しております。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は2,103,962千円（前年同期比5.0%減）、セグメント利益は917,015千円（前年同期比5.9%減）となりました。

（注3）フィーチャーフォンとは、通話機能を主体とし、その他にカメラやワンセグをはじめとする機能を搭載している従来型の携帯電話のこと。

### コマース関連事業

当社グループのコマース関連事業は、モバイルコマース事業と携帯電話販売事業の2つに大きく分けられます。モバイルコマース事業につきましては、スマートフォンへの対応と利益率の向上を課題として取り組み、効率的な広告出稿等を実施いたしました。また、携帯電話販売事業を行っている子会社の株式会社ジープラスにつきましては、引き続き収益及び利益の拡大に向けて努めてまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は694,564千円（前年同期比19.4%増）、セグメント利益は40,317千円（前年同期比32.0%増）となりました。

#### その他の事業

その他の事業につきましては、主に、開発受託と「Y! Suica」や「サクッとシネマサーチ」等のサイト運営を他社と共同で行ってまいりました。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は47,909千円（前年同期比18.0%減）、セグメント利益は、開発受託案件を受けたことにより26,841千円（前年同期比258.7%増）となりました。

#### (2) 資産、負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して518,252千円減少し、8,255,800千円となりました。その主な要因は、配当金や法人税等の支払による現金及び預金の減少額326,061千円、売掛金の減少額148,862千円によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末と比較して455,879千円減少し、1,390,326千円となりました。その主な要因は、未払法人税等の減少額341,711千円によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末と比較して62,372千円減少し、6,865,473千円となりました。その主な要因は、新株予約権の増加額5,451千円があったものの、配当金の支払等による利益剰余金の減少額68,214千円によるものであります。

#### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は事業及び財務の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

##### 会社の支配に関する基本方針について

当社の取締役会は、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案が行われる場合において、その受入れの当否は最終的には株主の皆様のご判断に委ねるべきものと認識しております。また、経営支配権の異動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得や買収提案の中には、その目的等からみて対象企業の企業価値や株主共同の利益を損なうおそれのあるものも見受けられ、そのような株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案は不適切であると当社は考えます。

現在のところ、当社株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても買収防衛策等の具体的な取組みをあらかじめ定めるものではありません。

ただし、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を目的とする買付けや買収提案に際しては、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じてまいります。

具体的には、株式大量取得者との交渉や社外の専門家を交えての当該買収提案の評価を行い、当該買付行為（又は買収提案）が当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない場合には、当社は具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定し、対抗措置を実行する体制を整えます。

#### (4) 研究開発活動

該当事項はありません。

#### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

今後はフィーチャーフォンからスマートフォンへの移行が更に進むことが予想され、それに伴いモバイルビジネスを取り巻く環境は大きく変化していく可能性が見込まれています。今後の当社グループビジネスの方針につきましては、当社グループの強みであるコンテンツを強化するとともに親和性の高い事業領域に進出し、多面的な展開を通じて収益基盤の確立・強化に努めてまいります。また、広告宣伝費を含む販売管理費を最適化するなどのコスト面の見直しも推し進める一方で、今後注力していく新たな成長事業への投資により、経営基盤の強化にも積極的に取り組んでまいります。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000
計	500,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年7月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年9月13日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	134,110	134,110	東京証券取引所 (市場第一部)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	134,110	134,110	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年9月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年5月25日
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成23年6月11日から 平成53年6月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 76,323 資本組入額 38,162(注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てます。新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とします。

2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとします。
  - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
3. 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り新株予約権を行使することができるものとします。ただし、この場合、新株予約権者は地位を喪失した日の翌日（以下、「権利開始日」という。）から当該権利開始日より10日を経過する日（ただし、当該日が営業日でない場合には、前営業日）までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。なお、新株予約権者が、本新株予約権の発行に係る取締役会の決議後で本新株予約権の割当てを受ける前に取締役の地位を喪失した場合には、喪失後10日間経過後であっても割当て後直ちに本新株予約権を行使することができるものとします。
  - (2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める場合（ただし組織再編成行為に従って新株予約権者に新株予約権が交付される場合を除く。）には下記に定める期間内に限り本新株予約権を行使できるものとします。

当社が消滅会社となる合併契約の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表取締役社長の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から10日間
  - (3) 新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとします。
  - (4) その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところにします。
4. 新株予約権の譲渡に関する事項  
譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要します。
5. 組織再編成における募集新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する事項  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とします。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定します。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記2. に準じて決定します。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

(8) 新株予約権の取得条項

下記6. に準じて決定します。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記3. に準じて決定します。

6. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)及び(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で未行使の新株予約権を取得することができるものとします。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年5月1日～ 平成23年7月31日	-	134,110	-	1,452,343	-	1,377,718

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成23年4月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 9,685	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 124,425	124,425	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	134,110	-	-
総株主の議決権	-	124,425	-

【自己株式等】

平成23年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ザッパラス	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号	9,685	-	9,685	7.22
計	-	9,685	-	9,685	7.22

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動は次のとおりであります。

役職の変動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
代表取締役	会長兼社長	取締役	副社長	川嶋 真理	平成23年8月1日
取締役	-	代表取締役	社長	平井 陽一朗	平成23年8月1日

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年4月30日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年7月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,083,929	3,757,868
売掛金	2,412,631	2,263,768
有価証券	603,226	503,303
商品及び製品	45,614	69,664
仕掛品	-	3,479
その他	154,780	154,853
貸倒引当金	36,329	35,390
流動資産合計	7,263,852	6,717,547
固定資産		
有形固定資産	136,783	130,492
無形固定資産		
ソフトウェア	244,301	248,111
のれん	49,269	48,429
その他	37,567	66,945
無形固定資産合計	331,138	363,487
投資その他の資産		
投資有価証券	629,095	629,252
その他	413,182	415,020
投資その他の資産合計	1,042,278	1,044,273
固定資産合計	1,510,200	1,538,253
資産合計	8,774,052	8,255,800
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	486,879	455,025
未払金	537,401	465,838
未払法人税等	645,625	303,913
賞与引当金	-	1,305
その他	176,299	164,243
流動負債合計	1,846,206	1,390,326
負債合計	1,846,206	1,390,326
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,452,343	1,452,343
資本剰余金	1,377,718	1,377,718
利益剰余金	5,542,983	5,474,768
自己株式	1,495,870	1,495,870
株主資本合計	6,877,175	6,808,960
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,720	2,295
その他の包括利益累計額合計	1,720	2,295
新株予約権	-	5,451
少数株主持分	52,391	53,356
純資産合計	6,927,846	6,865,473
負債純資産合計	8,774,052	8,255,800

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【 四半期連結損益計算書】

【 第 1 四半期連結累計期間】

( 単位：千円 )

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成22年 5 月 1 日 至 平成22年 7 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成23年 5 月 1 日 至 平成23年 7 月31日)
売上高	2,855,979	2,846,436
売上原価	932,223	945,865
売上総利益	1,923,755	1,900,571
販売費及び一般管理費	1,129,515	1,134,153
営業利益	794,239	766,418
営業外収益		
受取利息	408	245
持分法による投資利益	3,380	1,127
受取技術料	645	615
貸倒引当金戻入額	-	939
その他	856	13
営業外収益合計	5,291	2,941
営業外費用		
支払利息	721	663
その他	207	63
営業外費用合計	928	726
経常利益	798,602	768,632
特別損失		
固定資産除売却損	-	813
特別損失合計	-	813
税金等調整前四半期純利益	798,602	767,819
法人税、住民税及び事業税	250,850	297,259
法人税等調整額	73,880	15,223
法人税等合計	324,730	312,483
少数株主損益調整前四半期純利益	473,871	455,335
少数株主利益	949	965
四半期純利益	472,922	454,370

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	473,871	455,335
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	-	575
その他の包括利益合計	-	575
四半期包括利益	473,871	454,760
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	472,922	453,794
少数株主に係る四半期包括利益	949	965

【会計方針の変更等】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
減価償却費	67,157千円	61,710千円
のれんの償却額	3,407	840

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月29日 定時株主総会	普通株式	519,855	4,200	平成22年4月30日	平成22年7月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年7月28日 定時株主総会	普通株式	522,585	4,200	平成23年4月30日	平成23年7月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成22年5月1日至平成22年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	コンテンツ 事業	コマー ス 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,215,620	581,936	2,797,556	58,422	2,855,979	-	2,855,979
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,215,620	581,936	2,797,556	58,422	2,855,979	-	2,855,979
セグメント利益	974,865	30,534	1,005,399	7,482	1,012,881	(218,642)	794,239

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、受託業務及び広告事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成23年5月1日至平成23年7月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)3
	コンテンツ 事業	コマー ス 関連事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	2,103,962	694,564	2,798,527	47,909	2,846,436	-	2,846,436
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	2,103,962	694,564	2,798,527	47,909	2,846,436	-	2,846,436
セグメント利益	917,015	40,317	957,333	26,841	984,174	(217,756)	766,418

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、受託業務及び広告事業等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報  
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成22年5月1日 至平成22年7月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成23年5月1日 至平成23年7月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3,819円96銭	3,651円76銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	472,922	454,370
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	472,922	454,370
普通株式の期中平均株式数(株)	123,803	124,425
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	3,742円63銭	3,590円89銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	2,558	2,109
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年9月13日

株式会社ザッパラス  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 筆野 力 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 北川 健二 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 村上 正俊 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ザッパラスの平成23年5月1日から平成24年4月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成23年5月1日から平成23年7月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ザッパラス及び連結子会社の平成23年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。